

市町村建設計画原案策定方針

1 計画策定の趣旨

この計画においては、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各総合振興計画を継承するとともに、「第四次鹿児島市総合計画」を踏まえ、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定する。これにより、1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すものとする。

2 計画策定の指針

- (1) 1市5町の合併後のまちづくりに関する事業については、必要性、緊急性、優先性、有効性、地域性などを十分に検討して選定する。
- (2) 地方交付税、国庫補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全財政を堅持する観点に立つ堅実な財政計画に基づくものとする。
- (3) ハード面の整備に止まることなく、ソフト面にも配慮するものとする。
- (4) 公共施設等の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や地域バランス、更には財政事情を考慮しながら逐次実施するものとする。
- (5) 計画の実施を通して、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという計画の役割を果たすとともに、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

3 計画内容

- (1) 計画の対象となる地域
1市5町の地域とする。
- (2) 計画の構成
まちづくり計画及び財政計画を中心として構成する。
- (3) 計画の期間
合併施行の日からおおむね10か年とする。
- (4) 総合計画及び総合振興計画との整合
1市5町の総合計画及び総合振興計画の基本構想、基本計画等に基づき、まちづくりの基本方針を作成し、具体的な施策については、1市5町の基本計画、実施計画等を基に、合併により必要となる施策や一体的に継続して実施する施策を選定するものとする。

(5) まちづくり計画

対象事業の範囲

対象事業は、合併後のまちづくりの基本となるものとし、鹿児島県が事業主体となるものを含むものとする。

対象事業の選定基準等

- (ア) 1市5町の総合計画又は総合振興計画の中に定められていること及び高い事業効果があること。
- (イ) 合併に伴う効果が最大限に発揮される新たな視点に立ったまちづくりの推進に大きく寄与する事業であること。
- (ウ) 「第四次鹿児島広域市町村圏計画」に位置付けられた事業等、地域の一体的発展につながる重要な事業であること。
- (エ) 鹿児島県の「21世紀新かごしま総合計画」と整合性が図られる事業であること。
- (オ) 公共施設等の整備については、既存施設の有効活用に配慮するとともに、新設の場合は複合的な施設として整備することを基本とすること。
- (カ) 合併特例債の活用については、将来の健全財政に対して十分配慮するとともに、長期的視点に立って検討すること。

4 財政計画

(1) 策定の趣旨

財政計画は、まちづくり計画に定められた事業を総合的かつ計画的に推進できるよう、長期的な見通しに立って行財政の健全な運営を図ることを目的に策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の事業を推進するに当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分などを明らかにするものとする。

(2) 策定の基本的考え方

策定にあたっては、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、まちづくり計画を財政面からも検証することとする。

5 方針の施行日

この方針は、平成15年4月15日から施行する。